

よくある質問（証明者側バージョン）

問1	
Q	証明した実務経験証明書に不備があったと連絡が来て、再度証明を依頼されたのですが、不備のあった実務経験証明書を返却してもらえますか？
A	返却はできません。 改めて実務経験証明書を発行してください。 ※証明した内容を事務局から確認する場合がありますので、証明した実務経験証明書のコピーをお手元に保管してください。

問2	
Q	個人経営の為、公印がないのですが、実務経験証明書の押印はどうしたらよいですか？
A	役所等に公的書類を提出する際に使用している印鑑（個人印を含む）を使用してください。

問3	
Q	サービス付き高齢者住宅で介護業務に従事している者（=介護福祉士）が、所属は併設されている訪問介護事業所である場合、証明は施設と事業所のどちらで証明したらよいですか？
A	実際に所属している訪問介護事業所で証明します。

問4	
Q	「施設・事業所の種別」はどのように記入すればよいですか？
A	よくある質問として ・「病院、診療所」の場合は『医療施設』、 ・「市役所・町役場」の場合は『行政機関』 ・「◇◇デイサービス」の場合は『通所介護事業』 ・「児童デイサービス■■」の場合は『児童発達支援事業』 ・「〇〇鍼灸院」の場合は『施術所』

問5

Q	通所介護（デイサービス）で職名が生活相談員として業務に従事している職員は受験要件に該当しますか？資格は介護福祉士のみです。
A	<p>受験要件として<u>受験要件第2号</u>の相談援助業務の範囲【別紙1】（試験案内P5）には<u>通所介護の生活相談員</u>はありませんので該当しませんが、<u>受験要件第1号</u>の法定資格に基づく業務をおこなっていれば受験要件に該当します。</p> <p>もし、その職員が介護福祉士の資格に基づく介護業務も行っているという場合は受験要件に該当します。</p>

問6

Q	従事期間と従事日数の考え方がわかりません。								
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従事期間</u>は雇用している期間（資格に基づく業務の場合は資格取得日から）を証明するもの ・ <u>従事日数</u>は証明した<u>従事期間内</u>で業務に従事した日数を証明するもの <p>※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）</p> <p>①従事日数が間違っている</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○</td> <td>昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（1,892日間） <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small></td> </tr> <tr> <td>上記従事期間における 従事日数</td> <td>1,250日 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数です</small></td> </tr> </table> <p>※なお、月平均25日以上の場合はシフト表の提示を求めます</p> <p>②正しい従事日数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○</td> <td>昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（1,892日間） <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small></td> </tr> <tr> <td>上記従事期間における 従事日数</td> <td>1,250日 <small>・従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small></td> </tr> </table>	直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（1,892日間） <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>	上記従事期間における 従事日数	1,250日 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数です</small>	直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（1,892日間） <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>	上記従事期間における 従事日数	1,250日 <small>・従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>
直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（1,892日間） <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>								
上記従事期間における 従事日数	1,250日 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数です</small>								
直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（1,892日間） <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>								
上記従事期間における 従事日数	1,250日 <small>・従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>								

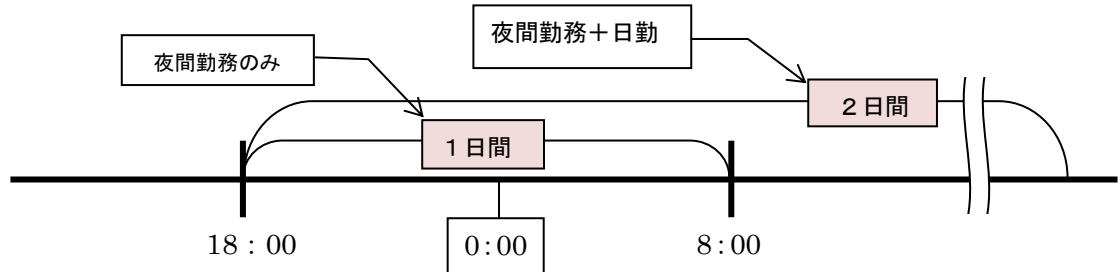
問7

Q 夜勤で勤務時間が18時から翌朝8時までの場合、勤務日数は2日間になりますか？

A

原則、1日の勤務日数となります。

ただし、翌朝8時から日勤扱いで、引き続き勤務する場合や、事業所の雇用、就業規則に基づいた計算であれば、2日間としてカウントすることができます。
※勤務形態がより複雑な場合、シフト表等を提出してもらい日数の加割を確認する場合があります。



問8

Q 昭和62年4月1日から開始している事業所が、所属する法人の統合によって平成29年4月1日に法人名が変わり、併せて事業所名も変わりました。
この場合、どのように証明したらよいですか？

A

途中で変更していることが分かるように証明してください。

現在の事業所名と事業開始年月日の下に、統合前の情報記入枠があるので記入してください。
また、証明者は現在の法人名で証明してください。

※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）

施設または事業所名	ほっかいの里ヘルパーステーション <small>・従事期間中に名称変更があった場合のみ、(旧名称)も併せて記入してください。</small>	すいさんの里ヘルパーステーション
介護保険・障害福祉サービス事業所番号	123456789	※事業所番号は、北海道または市町村から指定を受けた事業所番号を記入してください。でも構いません。
施設または事業の開始年月日 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和 29年4月1日	昭和・平成・令和62年4月1日
施設または事業所の種別	訪問介護事業所	
直接対人援助業務従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日(1,892日間)	
上記従事期間における従事日数	900日以上	

現在の事業所名

(旧)事業所名

従事期間に切れ目があれば、1本で証明しても可

問9

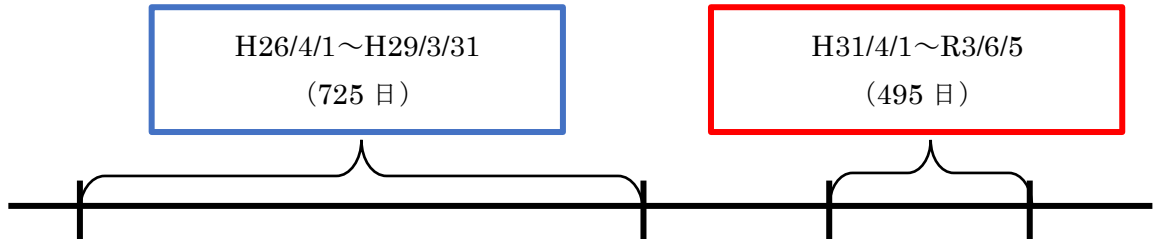
Q

一度退職してから再度雇用した者の実務経験の証明を依頼されました。
この場合、実務経験証明書は2枚に分けて証明するものですか？

従事期間と従事日数を2段に分けて1枚で証明することも可能です。



※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）



A

施設または事業所名	ほっかいの里ヘルパーステーション		
事業所番号	123456789	※事業所番号は、北海道または市町村から指定を受けた事業所番号を記入してください。不明な場合等は未記入でも構いません。	
施設または事業の開始年月日 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和 26年4月1日		
施設または事業所の種別	訪問介護事業所		
直接対人援助業務従事期間 ※該当する年号に○	①昭和・平成・令和26年4月1日～昭和・平成・令和29年3月31日（1,096日間） ②昭和・平成・令和31年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（797日間） ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります		
上記従事期間における従事日数	① 725日 ② 495日	・従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください（休日・病気・産休等で業務に従事しなかった日を除いた日数） ・0日以上という記入の仕方も可能です	
従事期間における職種名業務内容 ※該当する要件に☑	<input checked="" type="checkbox"/> (受験要件第1号) 下記の法定資格に基づく直接対人援助業務 【法定資格名】 介護福祉士 【登録年月日】 昭和・平成・令和 26年 3月 (受験要件第2号) 下記に該当 (=☑) する相談援助業務に <input type="checkbox"/> 【区分1】 特定施設入居者生活介護（生活相談員） <input type="checkbox"/> 【区分2】 地域密着型特定施設入居者生活介護（生活相談員） <input type="checkbox"/> 【区分3】 地域密着型介護老人福祉施設（生活相談員） <input type="checkbox"/> 【区分4】 介護老人福祉施設（生活相談員） <input type="checkbox"/> 【区分5】 介護老人保健施設（支援相談員）		

①と②、各従事期間の実務日数を合計して900日以上だった場合、『①+② 900日以上』と証明しても可

問 10

Q

証明依頼者の氏名が結婚によって変わっているのですが、在勤時の氏名はどのように証明したらよいですか？

A

従事期間（終）時点での氏名で証明してください。

※申込書類等で旧姓を確認する場合は、受験者本人に戸籍抄本の提出を求めています。

(例) 従事期間 H28 年 4 月 1 日～令和 3 年 6 月 5 日の期間中に
 (旧姓) 札幌 和子から北海 和子に氏名が変わっている場合は
北海 和子で証明します。

※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）

証明年月日	令和 3 年 6 月 5 日	※本証明書を記載している日にちを必ず記入してください。 <small>受付開始日（5月31日）より前の証明年月日は無効</small>
在勤時の氏名	北海 和子	生年月日※該当する年号に○
		昭和・平成 56 年 6 月 8 日生
直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成 令和28 年 4 月 1 日～昭和・平成 令和3 年 6 月 5 日 (1,892 日間)	※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間に算入されます

この時点【従事期間（終）】での氏名で証明する

問 1 1

Q

雇用（H27年4月1日）してから、介護福祉士の資格を取得（H27年5月1日）した者の
 従事期間はどのように証明すればよいですか？

第1号受験要件の場合、資格取得日からの計算になるので、下記のように証明します。

直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に ○	昭和・平成・令和27年5月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（1,892日間） ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります		
上記従事期間におけ る 従事日数	1,250 日 ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数です	・従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください （休日・病気・産休等で業務に従事しなかった日を除いた日数） ・○日以上という記入の仕方も可能です	
従事期間における 職 種 名 業 務 内 容 ※該当する要件に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> （受験要件第1号）下記の法定資格に基づく直接対人援助業務 【法定資格名】 介護福祉士		資格コード 2 0
	【登録年月日】 昭和・平成・令和 27 年 5 月 1 日		・法定資格に基づく業務については、資格登録年月日を、受験者本人に確認の上、記入してください
(受験要件第2号) 下記に該当 (= <input checked="" type="checkbox"/>) する相談援助業務に従事		該当する区分に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください (例) <input checked="" type="checkbox"/> 【区分1】特定施設入居者生活介護（生活相談員）	
<input type="checkbox"/> 【区分1】特定施設入居者生活介護（生活相談員）		<input type="checkbox"/> 【区分6】予防特定施設入居者生活介護（生活相談員）	
<input type="checkbox"/> 【区分2】地域密着型特定施設入居者生活介護（生活相談員）		<input type="checkbox"/> 【区分7】相談支援業務（相談支援専門員）	
<input type="checkbox"/> 【区分3】地域密着型介護老人福祉施設（生活相談員）		<input type="checkbox"/> 【区分8】支援業務（相談支援専門員）	
<input type="checkbox"/> 【区分4】介護老人福祉施設（生活相談員）		<input type="checkbox"/> 【区分9】支援業務（主任相談支援員）	
<input type="checkbox"/> 【区分5】介護老人保健施設（支援相談員）			

受験要件第1号

A

雇用日がH27年4月1日からでも、資格取得日H27年5月1日であれば、
 従事期間の開始日はH27年5月1日とします。

問 1 2

Q

同じ法人内で、勤務している事業所が 3 か所ある場合は、どのように証明すればよいのか？

実務経験証明書を 3 枚に分けて証明いただくことを推奨していますが、事業所名・事業開始年月日・従事期間・従事日数を 3 段に分けて証明することも可としています。



※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）

施設または事業所名	① ほっかいの里ヘルパーステーション ② にほんかいの里ショートステイ ③ おほ一つくかいの里ヘルパーステーション	
事業所番号	①123456789 ②987654321 ③135791113	※事業所番号は、北海道または市町村から指定を受けた事業所番号を記入してください。不明な場合等は未記入でも構いません。
施設または事業の開始年月日 ※該当する年号に○	昭和・ <u>平成</u> ・令和 ①② 28年4月1日 ③ 令和元年5月1日	
施設または事業所の種別	①③訪問介護事業所、②短期入所生活介護	
直接対人援助業務従事期間 ※該当する年号に○	①昭和・ <u>平成</u> ・令和28年4月1日～昭和・ <u>平成</u> ・令和29年3月31日（365日間） ②昭和・ <u>平成</u> ・令和29年4月1日～昭和・ <u>平成</u> ・令和31年4月30日（760日間） ③昭和・平成・ <u>令和元</u> 年5月1日～昭和・平成・ <u>令和</u> 3年6月5日（767日間） ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります	
上記従事期間における従事日数	① 264日 ② 520日 ③ 512日 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>	

A

①と②と③、各従事期間の実務日数を合計して 900 日以上だった場合、
『①+②+③900 日以上』
と証明しても可。